

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年7月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500027号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500011号

第1 結論

昭和61年*月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年*月から平成8年3月まで

請求期間の国民年金について、私の父が加入手続をして、保険料を納付してくれたと思う。しかしながら、当該期間が未納の記録になっているので、調査の上、納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行う場合には、被保険者に国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われ、被保険者資格を取得するものとされていたところ、請求者の国民年金番号「*」は、オンライン記録の資格処理日及び当該国民年金番号前後の被保険者の資格処理日により、平成8年9月頃にA市で払い出されたものと推認され、請求者は当該払出時点において、20歳到達時(昭和61年*月*日)まで遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、請求期間のうち、昭和61年*月から平成6年7月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間のうち、平成6年8月から平成8年3月までの国民年金保険料は、前述の国民年金番号の払出時点(平成8年9月)において納付することは可能であるが、オンライン記録により平成9年12月8日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書作成時点では、請求期間のうち平成7年11月から平成8年3月までの期間に係る保険料は未納であったことがうかがえる上、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の父親は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおいて氏名検索による調査を行ったが、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡はないことが

ら、請求期間当時、請求者の国民年金加入手続は行われていなかったものと考えられ、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、請求期間当時、請求者の住所があったA市は、当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答しており、日本年金機構が保管する請求者の同市における国民年金記録が記載された資料（国民年金被保険者名簿等）によると、請求期間に係る保険料納付記録は確認できないほか、請求者が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。